

2012.9

同窓會報

NO.57

〒610-1197 京都市西京区大枝沓掛町 13-6 京都市立芸術大学美術学部同窓会事務局 TEL/FAX 075-334-2218
http://www.kyogei-ob.jp E-mail info@kyogei-ob.jp

会長就任のご挨拶

美術学部同窓会 会長 上村 淳之



天災、人災、猛暑、日本列島を襲う此等の現象の外、昨秋の渡り鳥の少なさは私にとって、とても哀しい事でありました。

「西洋と日本文化の相違点を識りたい。」から始る私の花鳥画への道ですが、世相の混沌は、自然の穏かに美しく展開しているはずの世界から締め出されたような気分にもなりました。

芸術の行方は、その存在価値と自問自答する中、独立法人化した大学に対する同窓会のかかわり方は、具体策はと、より真摯な取組みの必要を立場に立って初めて実感しております。

長い歴史の中、京都の美術界を皆負ってきたという自負を更に具現化させてゆく必要を感じているのは確かです。私学の林立を良い刺激剤として健全な発展を願い、サポートしてゆける事があればとの想いは会員皆が想う事。組織を充実させ、全会員の意志が充分に集約されるものにならねばと思っています。

アクアという新しいスペースを得て、同窓会の活動を日常的に具体化する事も僅かではありますが、可能になっております。先輩、後輩、年の差を抜きにオープンに語り合い異分野の壁を取り払っての機能も同窓会の負うべき事でありましょう。節目毎の記念事業もしばらくは行われませんが、次の機会に対する具えを万全にするべく会員各位の御協力を衷心からお願いする次第です。不馴れな事とて行き届きませんがご容赦頂きながら、進めて参りたいと思っております。

退任のご挨拶

美術学部同窓会 前会長 中井 貞次

私達、京都芸大の同窓生は、かつて今熊野学舎や沓掛学舎の同じ窓のフレームから見た時空を共有したことを、生涯忘れ去ることはできません。

会長就任後、僅か半年で急逝された田中一光氏の跡を2002年に受け継いだ私は、何とか副会長、幹事の方々に支えられ、10年間、会長を務めさせていただくことができました。その間、本同窓会の伝統ある風体を維持させながら、現状の本学をとりまく環境に柔軟に対応し得る体制を整え、本学の発展のために出来る限り寄与し、独自の活動を心掛けてまいりました。

本同窓会は大正11年、丁度90年前に絵専の方々によって結成（川村善之副会長談）され、爾来、恒例的な大学からの要請による援助のほかは、一旦緩急あるときのみ、それに対応してきたのが実情でした。

しかし、近年になって大学創立記念の節目120、130周年の記念事業の企画、実施を通じ数多くの同窓生のご協力により、漸くその形、有り様を確かなものにしてまいりました。そして、2012年度の同窓会総会

を期して役員交代、同窓会の将来を考え会則を現実には噛み合うものにするため、会則改正委員会（野崎邦雄委員長）において検討を重ね、改正案を作成していただきました。それを一年間の施行調整期間を経て、時恰も大学法人化スタートの年の総会に諮り、可決されました。

その結果、新会長には副会長として長らくご尽力いただき、本同窓会にとって最も相応しい上村淳之氏が就任され、望月重延氏、阿部緑氏という各世代より適任の副会長が選任されました。上村淳之新会長のもと、法人化された本学の周辺状況を広く視野に入れられ、その発展に寄与するべく、魅力ある充実した活動を展開していただけることと思います。

最後に、この10年間、ご教導、ご鞭撻いただきました代々の学長はじめ、同窓会副会長、代表幹事の方々に衷心より感謝と御礼を申し上げますと共に、また、同窓生の皆様方の熱意あるご協力に深甚の感謝を申し上げます。上げる次第です。

2012 年度（平成 24）同窓会総会の報告

日 時：2012 年（平成 24）7 月 1 日（日）

午後 0 時 5 分～0 時 40 分

場 所：ホテル日航プリンス京都

3 階「ヴィオラの間」

出席者：1,216 名（内、委任状出席 1,135 名）

会場出席者 81 名

古川加津夫幹事の司会で開会

開会のあいさつ：中井貞次会長より

議長選出：中井貞次会長を選出

議事録署名人：中井会長、阿部幹事の 2 名

【議 事】

・報告事項

（総会に先立って開催された役員会で承認された事項）

（1）平成 23 年度事業報告（小山格平）＜別掲 *1＞

（2）平成 23 年度会計報告、同監査報告

（会計／松本静明、監査／佐野 賢）

（3）平成 24 年度事業計画（野崎邦雄）＜別掲 *2＞

（4）平成 24 年度予算（野崎邦雄）

（5）会則運営要項（野崎邦雄）

・議案

第 1 号議案

会則改正案について説明・提案（野崎邦雄）

審議の結果、反対意見も無く原案通り可決された。

第 2 号議案

新役員案について説明・提案（小山格平）

審議の結果、反対意見も無く原案通り可決された。

中井議長、降壇と会長退任のあいさつ

司会より新会長、副会長、名誉会員、顧問の紹介を行なう。次いで総会進行協力のお礼と懇親会の案内をして終了。



●事業報告 (*1)

新入生に入学記念品贈呈 京都芸大百三十年の歩み

「京の美 都の響」

第 5 回会則検討委員会の開催（ウイングス京都）

総務委員会の開催（京都ホテルオークラ）

役員会・懇親会の開催（京都きよみず花京か）

総務委員会の開催（全日空ホテル ロビー）

同（大学との懇談含む）（京いち）

会報の発行（1 回）と編集委員会の開催

11 月 11 日発行

会誌「象」の発行（1 回）と編集委員会開催

3 月 30 日発行

総会準備委員会の開催（新・都ホテル ロビー）

ホームページ運営委員会

（ホームページの保守・管理・更新）

「五芸祭」の支援 ＜京都芸大が当番校＞

芸大作品展同窓会賞授与 学部・修士 12 専攻

卒業・修了生に御祝「同窓生名簿（2010）」

「2011 サイレント・アクア」展を通じ東日本大震災義援金支援

●事業計画 (*2)

新入生に入学記念品贈呈 京都芸大百三十年の歩み

「京の美 都の響」

役員会・総会・懇親会の開催

記念講演会開催（日航プリンスホテル京都）

名誉会員と顧問の創設・選任

大学支援事業の実施（2012 年度新規・継続）

修学支援事業の実施（本年度限）

総務委員会の開催（定例化）

会報の発行（1 回）と編集委員会の開催

9 月中旬発行予定

会誌「象」の発行（1 回）と編集委員会開催

3 月下旬発行予定

ホームページ運営委員会

（ホームページの保守・管理・更新）

芸大作品展同窓会賞授与

卒業・修了生に御祝「同窓生名簿（2010）」

■2011年度 決算 (2011年4月1日～2012年3月31日)

〔一般会計〕

(収入の部)

項 目	予 算 額	決 算 額	備 考
前年度繰越金	18,492,715	18,492,715	
年 会 費	1,000,000	620,000	@1,000×620
入 会 金	2,100,000	2,235,000	2012年度 @15,000×149
雑 収 入	0	16,800	重複徴収、財産販売
利 息	2,000	880	京銀、三菱東京UFJ他
合 計	21,594,715	21,365,395	

(支出の部)

目	予 算 額	決 算 額	備 考
運営費	1,930,000	1,317,468	
総務関連費	920,000	890,824	事務用品、通信費、人件費他
会計関連費	60,000	50,000	会計、監査手当他
会 議 費	400,000	227,244	総務、役員会
慶 弔 費	100,000	0	
ホームページ運営費	100,000	100,000	ホームページ委員会
加入者負担金	200,000	49,400	郵便振替口座払出
備 品 費	150,000	0	
事業費	5,390,840	4,549,355	
会報発行	1,030,000	794,994	会報発行委員会
会誌「象」発行	1,860,000	1,312,157	会誌「象」発行委員会
同窓会賞	300,000	241,364	作品展賞金
記 念 品	2,200,840	2,200,840	入学記念品
特別事業費	2,000,000	1,800,420	
五芸祭補助金	300,000	300,000	京都大会 当番年度のみ
サイレントアクア	1,500,000	1,500,420	運営協力金
同窓会主催展覧会	200,000	0	アクア同窓会枠
予備費	500,000	218,913	助成、委員会、返金
合 計	9,820,840	7,886,156	
収支差額	11,773,875	13,479,239	

収支差額(残金)の処分について、3,179,239円を2012年度一般会計に繰り越し、残る10,300,000円は、新たに設ける基金特別会計に繰り入れます。

〔特別会計〕 同窓生名簿(2010) 特別会計

収 入	1,281,566	前年度繰越金 1,257,566 名簿売上金24,000 (@3,000×8)
支 出	1,096	名簿送料
収支差額	1,280,470	次年度特別会計に繰入

2012年6月18日 監査済

会計 石原 友明
 会計 松本 静明
 会計監査 佐野 賢
 会計監査 長谷川 直人

■2012年度 予算 (2012年4月1日～2013年3月31日)

〔一般会計〕

(収入の部)

項 目	予 算 額	備 考
前年度繰越金	3,179,239	
年 会 費	1,500,000	@1,000×1,500
入 会 金	2,100,000	@15,000×140
雑 収 入	300,000	懇親会参加費他
利 息	761	京銀、ゆうちょ他
合 計	7,080,000	

(支出の部)

項 目	予 算 額	備 考
運営費	1,660,000	
事 務 費	960,000	事務用品、通信費、人件費他
会 議 費	300,000	
慶 弔 費	50,000	
ホームページ運営費	100,000	ホームページ運営委員会
負 担 金	100,000	郵便振替口座払出
備 品 費	150,000	ノートパソコン
事業費	3,120,000	
会報発行	850,000	会報編集委員会
会誌「象」発行	1,500,000	会誌「象」編集委員会
大学支援	500,000	<新規事業>
同窓会賞	270,000	作品展賞金
記 念 品	0	入学記念品
特別事業費	1,870,000	
五芸祭補助金	0	本年度当番無
同窓会主催展覧会	100,000	アクア同窓会枠
サイレントアクア	0	サイレントアクア2012
総会・懇親会	1,380,000	<新規事業>
就学支援	390,000	<寄付金処理>
予備費	430,000	
次年度繰越	0	
合 計	7,080,000	

*本年度一般会計予算は、前年度決算額の89% (11%減)です。

〔特別会計〕 事業基金特別会計

(収入の部)

項 目	予 算 額	備 考
繰 越 金	10,300,000	2011年度残金より
積 立 金	1,000	損目計上
雑 収 入	1,000	損目計上
利 息	1,000	ゆうちょ銀行
合 計	10,303,000	ゆうちょ銀行口座で管理

(支出の部)

項 目	予 算 額	備 考
取り崩し	0	
合 計	0	
次年度繰越	10,303,000	

〔特別会計〕 同窓生名簿(2010) 特別会計

収 入	1,283,470	前年度繰越金 1,280,470 名簿売上金 3,000 (@3,000×1)
支 出	1,000	送料
収支差額	1,282,470	次年度繰越

講師： 学長 建畠 哲 先生



〔講演要旨〕

京都市立芸術大学は今年の4月から公立大学法人として再出発しました。京都市に支えられた大学という点に変わりはありませんが、新たな体制では、運営の全般にわたってより自主的に取り組み、予算面についても単年度主義から中期的に考えた、より自立した運営が可能になります。この大きな変革を機会に、教育研究成果の学外発信機能の充実、在学生、卒業生へのキャリア形成のサポート、大学院の拡充、アーカイバル・リサーチ・センター構想、入試方法の改善など、さまざまな新機軸を打ち出そうと鋭意、準備を進めております。

既に実施されたものとしては、いろんな情報がわかりやすくアトラティブになった大学ホームページのリニューアル、東日本大震災災害支援チャリティオークションサイレントアクアの実施、キャリアアップセンターの設置などが挙げられます。

もちろん歴代の同窓生の方々が培ってこられた芸術の王道を歩むという姿勢は、これからも堅持して行かなければなりません。京都は外国から見たら本当に魅力的且つ求心力のある町で、そのグローバルな京都という町が誇る重厚なる歴史と、斬新な文化の息吹とを共存させるのが本学に課せられた使命であり、法人化もそのための方策でなければならないと考えております。

他の大学でも同窓会というのは大学運営の核となり、発言力があり重要な機関になってきております。

皆様のご理解と暖かいご支援をお願い申し上げる次第です。



キャリアアップセンター開設

今年度から、学内にキャリアアップセンターが開設されました。キャリアアップセンターは、在学生のみならず卒業生も対象に、1人ひとりの状況に応じた長期的支援を行うため、教職員と協働で就職支援及び芸術家へのキャリアサポート等の総合的な取組みを行うことを目的として設置されました。就職支援、芸術活動支援に向けて、それぞれアドバイザーが、相談業務を行っています。また、ポートフォリオ（作品ファイル）のセミナーや、講師を招いての講演会、各方面で活躍中の卒業生が現在のキャリアに至るまでの活動をインタビューでまとめた瓦版の発行なども行っています。就職、芸術活動に関する様々な情報も取り扱っておりますので、卒業生のみならず、是非ご利用ください。

〔お問い合わせ〕

mail : c-up@kcua.ac.jp TEL : 075-334-2211

facebook <https://www.facebook.com/kcua.c.up>

東日本大震災災害支援チャリティオークション SILENT @KCUA 2012 開催

昨年度に引き続き京都市立芸術大学では、チャリティオークション「SILENT @KCUA(サイレント アクア)」(同窓会後援)を開催いたします。

今年の開催期間は、9月15日(土)～30日(日)で、京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA(アクア)にて行われます。同窓生の皆様、オークションへのご参加よろしくお願いいたします。

詳細は大学のホームページをご覧ください。

<http://www.kcua.ac.jp/silent/>

京都市立芸術大学美術学部同窓会名誉役員

名誉会員	梅原 猛	上山春平(2012年8月3日逝去)	中西 進	潮江 宏三
顧問	中井 貞次	川村 善之		
名誉会長	建畠 哲(理事長・学長)			
名誉副会長	廣野 貴夫(事務局長)	鶴田 憲次(副理事長)		

同窓会役員(2012年～2017年)

役 職	学 内	学 外	
会 長		上村 淳之(1957(昭32) 日)	
副会長		望月 重延(1967(昭42) 塗)	阿部 緑(1983(昭58) 染)
代表幹事	小山 格平(PD研究科長)	野崎 邦雄(1969(昭44) 洋)	
幹 事	渡邊 眞(学部長)	三宅 五穂(1951(昭26) 彫)	濱田 昇児(1949(昭24) 日)
	石原 友明(油画)	中井 貞次(1954(昭29) 染)	榊原 吉郎(1957(昭32) 洋)
	出原 司(版画)	矢田 精治(1958(昭33) 洋)	芦田 裕昭(1959(昭34) 日)
	金氏 徹平(彫刻)	伊藤 義明(1959(昭34) 図)	田坪 良次(1959(昭34) 図)
	砥綿 正之(構想設計)	樋上さや子(1960(昭35) 染)	舞原 克典(1961(昭36) 洋)
	滝口 洋子(VD)	二階堂 忠(1962(昭37) 洋)	古川加津夫(1970(昭45) D)
	塚田 章(PD)	竹内 三雄(1972(昭47) 彫)	中野 順二(1972(昭47) 塗)
	藤本 英子(環境D)	出井 豊二(1973(昭48) D)	佐藤 敬二(1974(昭49) D)
	安井 友幸(漆工)	杉本 清(1974(昭49) D)	岩間 香(1977(昭52) 日)
	三橋 遵(染織)	酒井 雅子(1978(昭53) 洋)	水野 收(1979(昭54) 日)
	伊東 徹夫(総合芸術学)	西野 昌克(1979(昭54) 洋)	市川 博一(1982(昭57) 陶)
	横田 学(教職)	児玉 靖枝(1984(昭59) 油)	河原 有伽(1986(昭61) 版)
		谷本 天志(1989(平1) 油)	安藤 吉準(1989(平1) 構)
		渡邊 野子(1993(平5) 油)	吉原嘉奈子(1994(平6) 漆)
		東 正子(1998(平10) 構)	新道 尚美(1998(平10) 陶)
		人長 果月(1999(平11) 構)	小川久美子(1999(平11) 染)
	吉岡 千尋(2004(平16) 油)	毛呂 祐子(2004(平16) 芸)	
会 計	西田 眞人(日本画)	松本 静明(1983(昭58) 洋)	
監 査	長谷川直人(陶磁器)	佐野 賢(1966(昭41) 彫)	

〈敬称略〉

退任・着任等のお知らせ

平成 23 年度末に退任された先生	潮江 宏三 先生	田畑 千秋 先生 (退職)
	内藤 英治 先生	中井 恒夫 先生
平成 24 年度に着任された先生	石橋 義正 先生	宇野 茂男 先生
	玉井 尚彦 先生	藤井 良子 先生
平成 24 年度末に退任される先生	柏木加代子 先生	山中 晴夫 先生

退任記念展

展覧会の詳細は芸大 HP をご覧ください。 <http://www.kcua.ac.jp>

山中 晴夫先生 退任記念展

会 期 平成 25 年 1 月 5 日 (土)～14 日 (月・祝)

会 場 京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA 1

上記同時期@KCUA 2 に於いて「木を愛する木工作家展」が山中先生退任記念展関連展示として開催されます。

同窓会懇親会アルバム

2012年7月1日 ホテル日航プリンス京都



バスク地方パンプローナ、Orizuru Gallery で個展と創作活動を

Orizuru Gallery はピレネ山脈で国境を接するスペイン自治州ナバラの州都、パンプローナの旧市街にあります。古くからバスクといわれる地域にあり、中世とモダンライフが交差し、多様なバスク文化がいまなお色濃く根付いている魅力のある風土です。

自由と独立を求めて生きてきたバスクの人たちのように、芸術の自由な表現と平和を願って「折り鶴ー Orizuru」と名づけました。絵画、彫刻家、陶芸の分野だけではなく、パフォーマンス・アートや詩人の発表の場としてご活用いただいています。個展、企画展はもちろん、複数のギャラリーと連携した展覧会、パブリックアートの企画・コーディネート、作家のブッキング、歴史的・伝統的なエリアでの制作バックアップもご相談に応じます。さらに、特定のグループのための制作ロケーションのご紹介から、個展までの応援、さらにはバスク地方への制作ツアーのアシストもおこなっています。

ギャラリーの活動に加えて、近頃は文化活動にも参加。山口県とパンプローナ姉妹都市プログラムでは芸術交流コーディネートやバスク地方ご案内を担当。また東日本震災やアフリカの飢饉支援のため展覧会やオークションを開催し、パンプローナの赤十字と支援活動など、活動の輪が広がってきています。

京都芸大を卒業以来、ずっと絵を描いてきましたが、画家として開眼したのはバスクに来てからです。創作を続ける卒業生たちはもちろんのこと、学生の皆さんにも、このバスクの地で創作してみたいかでしょう。感じられなかった新しい世界が見えてくるに違いありません。



S.Gregorio 26, 31001, Pampalona, Navarra, Spain

tel (0034)94822561

email contact@orizurugallery.com

website www.orizurugallery.com

原田陽子さんのこと



昭和 35 年（1960 年）1 月 1 日に制定された京都市の紋章は、元々制定されていた「京」の字を図案化したシンプルな京都市徽章（現在の略章）を御所車でかこみ、唐草を配し図案化したもので、色は京都市徽章を金色であしらい、古都を象徴する紫色を御所車に用いたデザインです。同窓生の皆様も必ずご覧になっておられるこの紋章をデザインしたのが、昨年末亡くなられた同窓生の原田（旧姓 津田）陽子さんです。大学卒業後まもなく、多くの公募作品の中から採用されたそうです。

原田さんは 1956 年に美大工芸科図案専攻を卒業されました。同じ大学で学んでいましたが私と親しくなったのは、私の勤めていた染織試験場に彼女が訪ねて来られてからでした。当時、彼女はデザイン研究所に勤めていましたが、結婚され、まだ気軽に海外旅行もできない時代にご主人の仕事に伴い渡米、帰国後も転勤に伴いながら子育てとそこでできたネットワークから絵画教室を開いて教えるなどどこにいても自分の世界を広げていかれた人でした。関西に住みながら友人に誘われて東京の「象展」のお世話や出品もされていたそうです。

亡くなる半年前、「トルコに行かない？」と誘ってこられたり、「ステンドグラスを始めたの。」と楽しそうに語るなど最後まで前向きな夢を失わない人でした。彼女の業績の一つと友人として彼女のことを同窓生の皆様にもお伝えしたくペンを取らせていただきました。

本展は、日本の美術の歩みを本学美術学部同窓会員の作品によってたどる展覧会企画の第3回展です。

今回は終戦から 1950 年代に焦点をあて、美術における「戦後」を振り返ります。もはや終戦から 70 年近くが過ぎようとし、語り継ぐ人々も少なくなりつつある今日、若い世代にとって戦後とは、実感のない、記録や物語あるいはノスタルジーの中でのものとなりつつあります。ただ戦後を、人類が危機的状況を克服した軌跡と理解するならば、それは震災や原発事故といった悲劇から立ち直ろうとしている現在の我々の姿と重ね合わせることもできるのではないのでしょうか？

終戦から 1950 年代までの時代とは、戦後体制の確立と冷戦や内戦のはじまりという新たな不安状況の中でのヒューマニズムが問われた時代といえるでしょう。そのような時代に、美術の世界では、ジャンルを問わず様々な美術運動、展覧会が生まれ、協調し、あるいは拮抗しながら大きなエネルギーを生み出していました。

本展では、こうした背景の下、京都市立美術専門学校、さらに京都市立美術大学へと生まれ変わるこの時代に教鞭をとっていた教員や学生達の作品を展覧し、美術にとっての「戦後」を、今の若い世代に伝えることを主眼とします。

同シリーズは今後、社会闘争と高度成長期の 60 年代、さらにオイルショックと消費社会の 70 年代へと続いてゆきます。

会 場：京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA
(アクア1) 京都市中京区堀川御池北東角
会 期：2013 年 3 月 16 日 (土)～30 日 (日)
休 廊：月曜日
開館時間：11:00-19:00 (最終入館 18:45)
入 場：無料
主 催：京都市立芸術大学
京都市立芸術大学美術学部同窓会
内 容：1945 年頃から 1959 年までに京都市立絵
画専門学校ならびに京都市立美術大学に所
属在籍していた方々を対象とした作品 (当
時の作品を中心とする) の公募展示
作品点数：約 30 点程度
関連行事：3 月 16 日 (土)
トークイベント & レセプション (予定)

作品公募について

公募対象者

- ① 京都市立芸術大学美術学部同窓会の会員
正会員としての義務を果たしている (会費納入) 会員及び特別会員。
- ② 今回は、①の中から 1959 年までの間に在学された方で、展覧会の概要に当てはまる年代に制作された作品をお持ちの方。

公募対象の作品

展覧会の概要に当てはまる年代に制作された作品。ジャンルを問いません。

作品のサイズは、主催者が展示可能 (平面は 30 号程度/立体は 50 cm 立方以内) と認める範囲とします。

既発表の作品も可とします。

※現在当該の年代に制作された作品をお持ちではない場合、本学芸術資料館に所蔵している買い上げ作品を展示することも可能です。

公募の期間

2012 年 10 月 1 日～2013 年 1 月 31 日まで

応募の方法

公募期間内に、所定のエントリー用紙 (HP から取得可) に必要事項を記載し、郵便、FAX、メールにて同窓会事務局に提出してください。

HP からエントリー用紙を取得できない場合は、同窓会事務局へご請求ください。

エントリーされても、エントリー状況によって主催者で調整することがあります。申込み多数の場合は、原則卒業年度の早い方を優先させていただきます。

2 月 5 日までに同窓会より正式の出品申込受付証をお送りします。(2 月 5 日までに届かなかった場合は同窓会事務局に照会ください。)

出品料

無料 (作品の搬出入に要する経費は出品者でご負担下さい。)

その他

搬出入等の詳細は出品申込受付証と一緒に送ります。

展覧会の目録などは、出品者に配布します。

展覧会の案内はがきは、主催者で用意し、事前に出品者に配布します。

応募者が少なく、展覧会開催に支障をきたす場合、主催者の判断で出品者を別途依頼することがあります。

出品者には、3 月 16 日 (土) 開催予定の「トークイベント」に参加していただくことがあります。

問合せ先

美術学部同窓会事務局 担当/開本

TEL・FAX 075-334-2218 TEL 090-7353-6999(携)

大学ギャラリー@KCUA(アクア) 担当/森山

TEL 075-253-1509

2012 年度五芸祭 (旧 四芸祭) 報告

五芸術大学の体育・文化交歓会が5月17日(木)から20日(日)の4日間金沢美術工芸大学を HOST 校に行われました。

金沢美大、松任総合運動公園や野々市市民球場等を会場にサッカー、野球競技等が戦われ昨年は総合1位だった京都芸大は本年度残念ながら総合2位の成績でした。ちなみにバスケットボール女子、剣道、ラクビーは1位の成績です。

学生作品の展覧会では、LIFE FULL 展で京芸の学生が山崎剛賞を受賞しておりました。

昨年度から正式参加しております沖縄芸大の琉球芸能の講演会等もあり盛況のうちに無事五芸祭は終了いたしました。

平成25年度は東京芸大で来年の5月23日～26日に開催される予定です。

芸大祭「campus d@wntown」

2012 年度大学祭は11月3日(土)～5日(月)の3日間行われます。

今年のテーマは「campus d@wntown」(キャンパスダウンタウン)です。『京芸は毎日たくさんの学生が通い、生活をしております。生活の場、人との交流の場でありながらも、自分たちの新しい美術が始まっていく場でもある。そんなわたしたちのキャンパスは町でもあると思い、新しい美術が始まる町「d@wntown」と名付けました』とのことで、簡単に言いますと「キャンパスを町にしよう」と言う事だそうです。また芸祭を盛り上げますプレイメントとして、10月20日(土)と28日(日)の午前11時から「NEW 京極パレード!～わくわくほいほいえんじゃらほいつ～」と銘打ちまして新京極商店街をパレードが予定されております。

今年も例年以上に様々な企画が用意されており、模擬店も多数出展を予定しておりますので、多くの卒業生のご参加をお待ちいたしております。

五芸祭風景



アートマーケット



閉会式



サッカー



バレーボール



事務局にお寄せいただいた同窓生の個展、グループ展などの情報は

同窓会HP

> 会員のページ

同窓会HP

> 芸大ギャラリーガイド

> 京芸関係者展覧会情報

でご覧いただくことができます。

展覧会のフライヤー、DMなどをメール、郵送で事務局までお送りください。

- 満 80 歳以上の同窓会員 会費免除について
同窓会費を過去 10 年間、継続して納入いただいた満 80 歳以上の会員で、会費免除を希望される方は、その旨、同窓会事務局へお申し出下さい。2012 年度以降の会費が免除されます。

- 同窓会の後援名義使用について
同窓会費を完納されている会員が主催する作品展など（個展、グループ展等）で同窓会の後援名義使用を希望される方は同窓会事務局へご連絡下さい。

- 同窓生名簿（2010）の在庫あります。
必要の方はゆうちょ銀行の窓口にある払込用紙に
口座番号 01030-7-12844
加入者名 京都芸大同窓会
金額 3,000 円
通信欄に卒業年または修了年、専攻、氏名をご記入の上、払い込みください。
2012・2013 年度会費（2 年分 2,000 円）未納の方は必ず、会費も含めて払い込みをお願いします。

- 年会費納入のお願いと納入済みの印字について
同窓会は皆様からの会費などによって運営されております。2012・2013 年度会費は 2 年分 2,000 円です。同封の払込用紙にて納入をお願いします。
なお、すでに 2012・2013 年度会費納入済みの方は封筒の表に「2012・2013 年度会費 ◎」と印字されています。

- 氏名、住所、電話、FAX などを変更されたときは連絡をお願いします。
お忘れになると会報などの諸情報をお届けできなくなります。表紙ページに記載の連絡先へ郵便、FAX、メール、いずれかの方法をお願いします。ホームページの住所変更フォームからでも変更できます。

編 集 後 記

今年度、大学は 4 月から公立大学法人に移行するという変革期を迎えました。同窓会も社会的責任を果たすため、長年の課題であった会則改正を行うこととし、過日の総会にて、改正案が承認されました。また、同窓会会長を 10 年間務めて下さいました中井貞次先生に替わり、新しい会長として上村淳之先生が就任され、本学の法人化を機に同窓会の在り方や活動の可能性を更に模索し、今まで以上に同窓生の皆様にとり、身近な存在である同窓会として新たなスタートを切ることとなりました。

また、昨年に引き続き、東日本大震災災害支援チャリティオークション「サイレントアクト 2012」が実施されます。今年度も昨年度と同様、多くの同窓生の皆様にご賛同いただき、復興への願いを被災地にお届けできますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。同窓会の活動が、より活発で魅力あるものとなりますよう、今後とも皆様の積極的なご意見やご提案、そしてご協力をお願い申し上げる次第です。

会報編集委員 阿部 緑

京都市立芸術大学

美術学部同窓会「象の会」

会 則

同 運 営 要 項

会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、京都市立芸術大学美術学部同窓会^{しょうかい}「象の会」(以下「本会」という)と称する。
(The Alumni Association of Kyoto City University of Arts)

(事務所)

第2条 本会の事務所は、京都市西京区大枝沓掛町13-6 公立大学法人京都市立芸術大学内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と母校の発展、芸術・文化の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会報、会誌、同窓生名簿の発行
2. 会員交流会、講演会、研究会、展覧会などの開催
3. 母校の美術研究、教育活動への協力と支援

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会は、次の会員によって構成する。

1. 正 会 員 公立大学法人京都市立芸術大学美術学部、同大学院美術研究科及びその前身校に在籍した者または在籍している者
2. 特別会員 前号の現旧教員で、正会員である者を除く。
3. 名誉会員 本会のため特に功労があった者で、会長が推挙し役員会で承認を得た者

(入会及び会費)

第6条 正会員は、定められた会費を本会に納めなければならない。

- (2) 入学を許可された者は、入学と同時に本会入会金を納めなければならない。
- (3) 前号に定める者の会費は、本学在籍中に限り免除する。
- (4) 既納の会費、入会金は返還しない。

(退 会)

第7条 会員が死亡したときは、退会とする。

第3章 役員及び職員

(種 別)

第8条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名 本会を代表し会務を統轄する。
2. 副 会 長 3名以内 会長を補佐し会長事故あるときこれを代行する。
3. 代表幹事 2名 企画・運営・庶務など会務の執行にあたる。
4. 幹 事 若干名 代表幹事を補佐し会務を分掌する。
5. 会 計 2名 予算・決算・出納など会計処理にあたる。
6. 監 査 2名 会計を監査する。

第9条 本会は、役員以外に名誉会長1名、名誉副会長2名、顧問若干名を置くことができる。

- (2) 名誉会長は、公立大学法人京都市立芸術大学理事長・学長がこれにあたる。
- (3) 名誉副会長は、公立大学法人京都市立芸術大学副理事長及び理事・事務局長がこれにあたる。
- (4) 顧問は、会員から会長が推挙し、役員会で選任される。

(選 任)

第 10 条 役員は、役員会で推薦された候補者を総会に諮り、選任する。

- (2) 前項に関わらず、正会員は役員に立候補でき、総会での承認を得て役員になることができる。

(任 期)

第 11 条 役員の任期は、総会から次の総会までとし、再任は妨げない。

- (2) 役員は、任期満了後も後任者が就任するまで引き続き職務を行う。
- (3) 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 名誉会長、名誉副会長の任期は、大学での各職就任の期間とする。
- (5) 顧問の任期は、役員に準ずる。

(解 任)

第 12 条 役員、顧問であって本会の名誉を毀損し、本会会則に反するような行為があったとき、役員会の決議により役職を解任できる。

(職 員)

第 13 条 本会に事務局を置き、職員を雇用することができる。

- (2) 事務局に関し必要な事項は、運営要項で定める。

第4章 会 議

(種 別)

第 14 条 会議は、総会、役員会、委員会とする。

(総 会)

第 15 条 総会は、正会員及び特別会員で組織し、5 年ごとに開催する。

- (2) 総会は、会の改廃、統合、会則の変更など重要事項及び役員人事、その他必要な事項を審議し決定する。
- (3) 会長又は役員の過半数が必要と認めたとき、臨時に開催することができる。

(役員会)

第 16 条 役員会は、第 8 条に定める役員で組織し、年 1 回開催する。

- (2) 役員会は、次の事項を審議し決する。
 - 1. 事業報告と事業計画
 - 2. 予算案と決算報告
 - 3. 運営要項の変更
 - 4. 補欠役員の選任
 - 5. 総会提案案件
 - 6. その他、総会審議事項を除き役員会で必要と認めること
- (3) 会長又は役員の過半数が必要と認めたとき、臨時に役員会を開催することができる。

(委員会)

第 17 条 委員会は、常任委員会、特別委員会とする。

- (2) 委員会の委員は、役員会で選出された幹事が就任する。
- (3) 特別委員会は、必要に応じ役員会の承認を得て設置する。

第5章 支 部

(支部活動)

第 18 条 本会の目的を達成するため、必要に応じ支部を置き活動することができる。

- (2) 支部の運営は、本会則に反しない限り自主的に活動できるが、その活動内容を本会に報告しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資 産)

第 19 条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

1. 入会金、会費
2. 寄付金品
3. 事業収入、その他の収入

(会 計)

第 20 条 会計は、別に定める運営要項により適正に処理しなければならない。

- (2) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

第 7 章 補 則

第 21 条 この会則施行についての運営要項は、役員会の議決を経て別に定める。

付 則

1950 年 (昭 25) 7 月 1 日 施 行
1970 年 (昭 45) 11 月 23 日 一部改正
2012 年 (平 24) 7 月 1 日 全面改正

会則運営要項

2011 年 5 月 29 日 役員会決定

2012 年 7 月 1 日 一部改正

(事 業)

- ・ 実施事業は、次の通りとする。
 1. 会報は、年 1 回以上発行し、全会員に配布。
 2. 会誌「象」は、年 1 回以上発行し、会費を納入している正会員及び特別会員、名誉会員などに配布。
 3. 「同窓生名簿」は、役員会の承認を得て 5 年毎に発行。
 4. 会員交流会、講演会、研究会、展覧会などは、役員会の承認を得て随時開催。
 5. 母校の美術研究、教育活動への協力と支援は、母校の要請を受け、役員会の承認を得た上で実施。
 6. 公立大学法人京都市立芸術大学作品展における優秀な作品・論文に対し「同窓会賞」の授与。
 7. 入学及び卒業時に当該学生へ記念品を贈呈。また、「五芸祭」の実施などを支援。
 8. 作品展、グループ展、個展、講演会など本会目的に合致し、会員が主宰する催事後援。
 9. 本会ホームページなどの運営、管理。
 10. その他、目的に合致する事業。

(会 員)

- ・ 前身校とは、京都府画学校 京都市画学校 京都市美術学校 京都市立美術工芸学校 京都市立絵画専門学校 京都市立美術高等学校 京都市立美術専門学校 京都市立美術大学 京都市立芸術大学美術学部 同大学院美術研究科 を言う。
- ・ 特別会員の現旧教員とは、前身校又は公立大学法人京都市立芸術大学美術学部、同大学院美術研究科で教員又は教員であった者で非常勤教員を除く。
- ・ 名誉会員は、本学関係者でなくても可とする。

(入会及び会費)

- ・ 会費は、年間 1,000 円とし 2 年ごとの請求・徴収を基本とする。
- ・ 前項に関わらず、10,000 円を一括前納して 12 年分の会費納入済とすることができる。
- ・ 入会金は、15,000 円とする。
- ・ 次の基準を満たす者の会費納入を免除することができる。

10 年以上継続して会費納入済みの満 80 歳以上の正会員で会費免除を希望する者。(申請手続きが必要)

会費免除は、80 歳の誕生日を迎えた後の最初の会費請求時点から有効となり、免除申請時に 80 歳を超えている場合は、次の会費請求時点から有効となる。

(故人の扱い)

- ・ 正会員であった者は、死亡による退会以降も、同窓生として「同窓生名簿」に氏名が掲載される。

(役員の選任)

- ・ 総会提案の役員候補者は、総会以前に開催する役員会で推薦し選定する。
- ・ 役員候補の推薦・選定の方法は、次の通りとする。
 1. 会長は、正会員の中から役員会で推薦・選定する。
 2. 副会長は、3名以内とし、幹事の中から会長の指名によって推薦・選定する。
 3. 代表幹事は、正会員であって、学内・学外幹事から各々1名を役員会で推薦・選定する。
 4. 幹事は、会長の要請に基づき、まず学内の各研究室教員から1名以上の学内幹事を選出し、選ばれた学内幹事が各々専攻別に学年等のバランスを勘案し学外幹事を選出する。こうして選出された学内・学外幹事を役員会で推薦・選定する。
 5. 学内幹事は、必ずしも正会員である必要はない。
 6. 会計及び監査は、幹事の互選により学内・学外幹事から各々1名を役員会で推薦・選定する。
 7. 監査は、幹事以外の役員と兼務できない。
- ・ 顧問は、役員会の相談に応ずる。顧問は、役員経験が豊富な正会員の中から会長が推挙し、役員会で選任される。
- ・ 役員に欠員を生じ運営に支障ある時は、役員会において後任役員を選任することができる。

(役員の解任)

- ・ 役員の解任に際し、当事者が希望すればその意見・反論を聞く機会を持たなければならない。

(総会)

- ・ 総会は、会長が召集する。ただし、役員の過半数から請求があったとき、会長は、総会を開催しなければならない。
- ・ 総会の招集は、総会の日時、場所、議題を示した通知を総会開催日以前（2週間前の発送を目途）に発信しなければならない。
- ・ 総会は、招集に応え出席した会員で成立し、議長は会長とする。（副会長に委任することは可）
- ・ 総会の議案は、出席した会員の過半数以上で決する。ただし本会の改廃・統合に関する議案は、出席した会員の2/3以上で決する。可否同数時は、議長の評決で決する。
- ・ 出席した会員には、委任状または議決権行使書による出席を含む。

(役員会)

- ・ 役員会の招集方法は、総会に準ずる。
- ・ 役員会は、役員の過半数の出席で成立し、議長は代表幹事とする。（他の幹事に委任することは可）
- ・ 役員会の議案は、出席した役員の過半数で決する。可否同数時は議長の評決で決する。
- ・ 出席した会員には、委任状または議決権行使書による出席を含む。

(委員会)

- ・ 常任委員会は、次の通りとする。
 1. 総務委員会／会長、副会長、代表幹事、会計を委員として構成する。
 2. 会報編集委員会／代表幹事及び委員で構成する。
 3. 会報「象」編集委員会／代表幹事及び委員で構成する。
 4. ホームページ運営委員会／代表幹事及び委員で構成する。
- ・ 委員会の長は、委員の互選で選出し、委員会の開催招集は委員長が行う。
- ・ 特別委員会の第1回は、会長が招集し、以後は委員の互選で選ばれた委員長が開催招集する。
- ・ 委員長は、委員全員の承認が得られれば、委員会開催に依らず提案案件を委員会決議として扱うことができる。ただしその証として稟議書による決裁を必要とする。
- ・ 委員会に委員以外の者を助言者として加えることができる。助言者は、幹事以外も可とするが、委員の過半数を越えることはできない。
- ・ 委員会の活動内容は、役員会に報告しなければならない。

(議事録)

- ・ 総会では、議事録を作成し、議長および出席した者の中から選出された議事録署名人1人が署名する。委員会も会議の記録を残すものとする。

(支部活動)

- ・ 支部活動の母体は、地域、専攻、学年、サークル等自由とするが、会員で組織されていなければならない。
- ・ 支部が同窓会に報告する事項は、次の通りとする。

支部の名簿及び役員名簿、前年度活動内容、次年度活動予定
- ・ 支部活動に必要な経費は支部が負担するものとする。ただし支援助成などの要望は、当該支部から聞き

取り役員会で協議して決定する。

(改正手続)

- ・ 運営要項の変更は、会則 16 条 3 項に基づき役員会の議を経て行う。

(補 則)

- ・ 会則及び運営要項に定め無き事項は、代表幹事と協議し、会長が決定する。

付 則 本運営要項は 2011 年（平 23）5 月 30 日から試行し、2012 年（平 24）7 月 1 日役員会の承認後から施行する。

以上

事務局運営要項

2011 年 5 月 29 日 役員会決定

2012 年 7 月 1 日 一部改正

1. 事務局職員は、1 名以内（0 名も有り得る）で会長が任免し、代表幹事の指揮監督のもと会則、運営要項を遵守して同窓会の業務を遂行する。
2. 事務局職員の報酬は、次の通り支給する。
 1. 時間給 1,000 円とし、月ごとにまとめて支給する。
 2. 通勤に要する費用は、別に支給することができる。
 3. 出張などの行動に応じて実費弁償することができる。
3. 業務繁忙時に臨時職員（アルバイト）を雇用することができる。
(2) 臨時職員の報酬は、1 時間につき 1,000 円以内（交通費も含む）とする。
4. 総会を除く各種会議の出席者に次の行動費を支払う事ができる。
 1. 会議 1 回につき一人 2,000 円（交通費も含む）とする。ただし、代表幹事、会計、監査が、その職務で出席する場合は、1,000 円（交通費も含む）とする。
 2. 食事などを伴う会議の行動費は、原則として支払わないが、食費と行動費の差額を支払うことはできる。
 3. 京都市域外の会議等では、交通費、宿泊費等の実費弁償ができる。
5. 代表幹事、会計、監査に次の行動費を支払う事ができる。
 1. 代表幹事 年間 20,000 円以内（一人につき）
 2. 会 計 年間 15,000 円以内（一人につき）
 3. 監 査 年間 10,000 円以内（一人につき）
6. 事務局は、次の基準で文書管理に努めなければならない。
 1. 永年保存＝会則、運営要項、総会・役員会議事録
同窓生名簿、会報、会誌「象」
写真など重要な資料類、及びそれらの記憶媒体
 2. 5 年保存＝会計帳簿、領収書、会費納入等帳票類、予算・決算書、監査報告書、及びそれらの記憶媒体
 3. 3 年保存＝委員会記録、日常的な事務処理書類、メモ、他
7. 事務局は、「個人情報保護法」を遵守し会員の個人情報保護に努めなければならない。
8. 事務局は、代表幹事の指示に従い会員の慶弔に関する事務を行なう。

以上

会計運営要項

2011 年 5 月 29 日 役員会決定

2012 年 7 月 1 日 一部改正

1. 取扱い金の収入、支出にあたっては、会長又は代表幹事の承認を受けて会計が行うものとする。
(2) 事務局職員が会計から委任を受け、会計行為することは可とするが、カードによる出し入れ（出納）行為はできない。
2. 取扱い金の収入、支出にあたっては、すべて本会名義の預金通帳等により出し入れし、その状況を出納簿に記録すると共に関係書類を文書保存規定に基づき的確に保管するものとする。
3. 取扱い金の出納状況について、定期的に（2 ヶ月に 1 回程度）代表幹事の確認を受けるものとする。
4. 預金通帳等と通帳印（代表者銀行印）の保管管理者を区分し、各々別々に保管するものとする。
5. 予算に計上されていない臨時的な支出が必要な場合、予備費から会長が専決で支出できる金額は、50 万

円以内とする。

(2) 同一の内容で専決枠の重複支出はできない。

(3) 専決額を越える支出や、予算の予備費を超える支出が必要な場合は、役員会を開催してその承認を得なければならない。

6. 本会計は、一般会計と特別会計に区分する。

(2) 一般会計は、単年度の事業実施に必要な会計とする。

(3) 一般会計の予備費は、必要最低限の金額の計上にとどめる。

(4) 特別会計は、複数年度に亘る事業実施などに必要な会計とする。

(5) 当面、執行計画の無い余剰金は、基金特別会計として別に管理しなければならない。

7. 会計の資金は、銀行等確実な金融機関の口座に預金して安全運用に努め、投機的な資金運用をおこなってはならない。

8. 本会は金融機関等で発行するキャッシュカードを作成し、所持することができるが、その保管管理は、会計が全責任を持つ。

(2) カードの暗証番号は、容易に第三者が認知できる番号を避け、番号をメモしないなど暗証番号の秘匿に努めなければならない。

(3) カードの暗証番号は会計のみが知り、事務局等内部の者も含め絶対に他に漏らしてはならない。

(4) カードによる事故の責任は会計が負い、発生した損害額は会計が補填しなければならない。

9. 会計は、会計年度終了後速やかに（2ヶ月以内を目途）会計決算報告書を作成し、監査を受け役員会に提出報告しなければならない。

10. 会計監査は、必要に応じ任意に監査をおこなうことができ、会計はそれを拒むことはできない。

11. 会計監査は、会計年度終了後速やかに（2ヶ月以内を目途）会計を監査し、その結果を監査報告書として役員会に提出しなければならない。

以上

後援名義使用運営要項

2011年 5月29日 役員会決定

2012年 7月1日 一部改正

- ・ 京都市立芸術大学美術学部同窓会の後援名義を申請できるのは、会員としての義務（会費納入など）を果たしている同窓会員で、会員が主宰する美術作品展（個展、グループ展など）や講演会など本会の目的に合致する催事を対象とする。
- ・ 主宰とは、主催者が同窓会員で、且つ作品展や催事を組織する人の過半数が同窓会員であること。
- ・ 後援名義使用を希望する同窓会員は、所定の申請用紙に必要事項を記載し、同窓会事務局へ提出し、同窓会会長の許可を受けなければならない。
- ・ 申請から決定まで2週間以上必要となるので、時間的余裕を持って申請すること。
- ・ 後援名義使用は無料とするが、会則や運営要項に反する使用が明らかになったとき許可を取り消すことができる。

以上